

石川県公報

令和2年9月8日

第13338号(火曜日)

毎週2回 火曜 金曜発行

目次

告 示		選挙管理委員会	
○随意契約の相手方等	(管財課) 1	○県条例の制定又は改廃の請求及び県の事務等の監査の請求の場合の署名者の最低数	7
○一般国道の区域の変更	(道路整備課) 1	○県議会の解散の請求並びに知事、副知事、県選挙管理委員、県監査委員及び県公安委員会の委員の解職請求の場合の署名者の最低数	7
○一般国道の供用の開始	(同) 2	○県議会議員の解職請求の場合の署名者の最低数	7
公 告		○県教育委員会の教育長又は委員の解職請求の場合の署名者の最低数	8
○特定調達契約に係る入札公告	(管財課) 2	監 査 委 員	
○大規模小売店舗の変更の届出の公告	(経営支援課) 4	○定期監査結果公表	8
○県営土地改良事業計画の決定及び縦覧公告	(農業基盤課) 6		
○県営土地改良事業計画の変更及び縦覧公告	(同) 6		
○県営土地改良事業に係る換地計画の決定及び縦覧公告	(同) 6		

告 示

石川県告示第310号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める法令(平成7年政令第372号)に規定する特定調達契約につき、随意契約の相手方を決定したので、次のとおり随意契約の相手方等について告示する。

令和2年9月8日

石川県知事 谷 本 正 憲

- 随意契約に係る物品等の名称、数量及び調達方法
石川県公有財産管理システム構築業務委託 一式
- 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
石川県総務部管財課資産活用室
金沢市鞍月1丁目1番地
- 随意契約の相手方を決定した日
令和2年7月31日
- 随意契約の相手方の名称及び所在地
株式会社オーイーシー
大分県大分市東春日町17番57号
- 随意契約に係る契約金額
34,100,000円
- 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 随意契約の理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第11条第1項第1号の規定に該当するため

石川県告示第311号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、次のとおり一般国道の区域を変更した。

なお、その関係図面は、令和2年9月8日から同月23日まで縦覧に供する。

令和2年9月8日

石川県知事 谷 本 正 憲

路線名	道路の区域			関係図面の縦覧場所
	変更の区間	旧新別	敷地の幅員(m) 延長(m)	
249号	輪島市門前町黒島町ハ32番地先から 輪島市門前町黒島町壱1番7地先まで	旧	11.90~16.81 130.0	奥能登土木 総合事務所 維持管理課
		新	11.93~37.38 130.0	

石川県告示第312号

次のとおり一般国道の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、告示する。

なお、その関係図面は、令和2年9月8日から同月23日まで縦覧に供する。

令和2年9月8日

石川県知事 谷 本 正 憲

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日	関係図面の縦覧場所
249号	輪島市門前町黒島町ハ32番地先から 輪島市門前町黒島町壱1番7地先まで	令和2年9月10日	奥能登土木 総合事務所 維持管理課

公 告

特定調達契約に係る入札公告

次のとおり地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）に規定する特定調達契約に係る一般競争入札を実施する。

令和2年9月8日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 調達内容

(1) 購入件名及び数量

ア 凍結防止剤 塩化ナトリウム（1 t 詰フレキシブルコンテナ） 予定数量9,500 t（最大14,800 t）

イ 凍結防止剤 塩化ナトリウム（25kg 詰包装袋） 予定数量50 t

(2) 調達件名の特質等

入札説明書による。

(3) 納入期間

契約締結日から令和3年3月31日まで

(4) 納入場所

別途指定する場所

(5) 入札方法

(1)の件名ごとの単価につき入札に付する。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札参加者資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 令和2年度に石川県において締結が見込まれる物品等の特定調達契約に係る競争入札に参加する者に必要な資

格等(令和2年石川県告示第119号)に基づき、競争入札参加者資格を有すると認められた者であること。

なお、当該競争入札に参加する資格の審査については、4(1)に掲げる場所において随時申請を受け付けている。

(3) 指名停止の措置を受けている者でないこと。

(4) 次のアからオまでのいずれにも該当しない者であること。

ア 役員等(個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所を代表する者をいう。以下同じ。)が暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)である者

イ 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与している者

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員の利用等をしている者

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

3 入札者に要求される義務

入札者は、当該調達物品又はこれと同等の類似品を迅速かつ確実に納入できることを証明する書類を令和2年10月7日(水)までに4(1)の提出場所に提出しなければならない。なお、契約担当者から当該書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

4 入札書の提出場所等

(1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先

〒920-8580 金沢市鞍月1丁目1番地

石川県総務部管財課用度グループ 電話番号 076-225-1262

(2) 入札説明書の交付方法

(1)の交付場所において交付

(3) 入札書の受領期限

令和2年10月21日(水)午前11時(郵送の場合は、書留郵便とし、受領期限内必着とする。宛先は、(1)の提出場所とする。)

(4) 開札の日時及び場所

令和2年10月21日(水)午後1時 石川県庁行政庁舎603会議室

5 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

免除

(3) 入札の無効

この公告に示した競争入札参加者資格のない者の提出した入札書、入札者に要求される義務を履行しなかった者の提出した入札書その他入札説明書に示す無効の入札書に掲げる入札書は、無効とする。

(4) 契約書作成の要否

要

(5) 落札者の決定方法

石川県財務規則(昭和38年石川県規則第67号)第119条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(6) 手続における交渉の有無

無

(7) その他

詳細は、入札説明書による。

6 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased

- ① Sodium Chloride for solid de-icing agent (1t Stuffing packing salt) 9,500t (maximum 14,800t)
- ② Sodium Chloride for solid de-icing agent (25kg Stuffing packing salt) 50t
- (2) Delivery period
From the first day of contract through 31 March 2021
- (3) Delivery place
To be specified later
- (4) Time limit of tender
11:00 a.m. 21 October 2020
- (5) Contact point for the notice
Property Custody Division Ishikawa Prefectural Government
1-1 Kuratsuki Kanazawa 920-8580 Japan TEL 076-225-1262

大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があった。

なお、法第8条第2項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、県に対し、意見書の提出により意見を述べることができる。

令和2年9月8日

石川県知事 谷 本 正 憲

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
西松屋金沢大桑店、シュープラザ金沢大桑店、ザ・ダイソー金沢大桑店
金沢市大桑3丁目66番地 外22筆
 - 2 変更した事項
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
(変更前) 株式会社チヨダ
代表取締役 澤木 祥二
東京都杉並区荻窪4丁目30番16号
ほか2社
(変更後) 株式会社チヨダ
代表取締役 杉山 忠雄
東京都杉並区荻窪4丁目30番16号
ほか2社
 - 3 変更の年月日
令和2年5月21日
 - 4 変更する理由
小売業者に変更が生じたため
 - 5 届出年月日
令和2年8月26日
 - 6 届出等の縦覧場所
石川県商工労働部経営支援課、石川県行政情報サービスセンター及び金沢市経済局商業振興課
 - 7 届出等の縦覧期間
令和2年9月8日から令和3年1月8日まで
 - 8 意見書の提出期限及び提出先並びに問合せ先
令和3年1月8日
金沢市鞍月1丁目1番地
石川県商工労働部経営支援課
-

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

イオンモール新小松
小松市清六町315番地

2 変更した事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) 三井住友信託銀行株式会社
取締役社長 常陰 均
東京都千代田区丸の内一丁目4番1号

(変更後) 三井住友信託銀行株式会社
取締役社長 橋本 勝
東京都千代田区丸の内一丁目4番1号

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) イオンリテール株式会社
代表取締役社長 井出 武美
千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1
ほか154社

(変更後) イオンリテール株式会社
代表取締役社長 井出 武美
千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1
ほか149社

3 変更の年月日

- (1) 平成29年4月1日
- (2) 令和2年6月30日

4 変更する理由

- (1) 建物の所有者である三井住友信託銀行株式会社の代表者が変更となったため
- (2) 小売業者に一部入れ替えが発生したため

5 届出年月日

令和2年7月27日

6 届出等の縦覧場所

石川県商工労働部経営支援課、石川県行政情報サービスセンター及び小松市産業未来部商工労働課

7 届出等の縦覧期間

令和2年9月8日から令和3年1月8日まで

8 意見書の提出期限及び提出先並びに問合せ先

令和3年1月8日
金沢市鞍月1丁目1番地
石川県商工労働部経営支援課

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

アクロスプラザ野々市
野々市市三納1丁目77 外

2 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) アルビス株式会社
代表取締役 池田 和男
富山県射水市流通センター水戸田3丁目4番地
ほか10社

(変更後) アルビス株式会社
代表取締役 池田 和男

富山県射水市流通センター水戸田3丁目4番地

ほか9社

- 3 変更の年月日
令和2年7月6日
- 4 変更する理由
小売業者に変更が生じたため
- 5 届出年月日
令和2年8月26日
- 6 届出等の縦覧場所
石川県商工労働部経営支援課、石川県行政情報サービスセンター及び野々市市企画振興部産業振興課
- 7 届出等の縦覧期間
令和2年9月8日から令和3年1月8日まで
- 8 意見書の提出期限及び提出先並びに問合せ先
令和3年1月8日
金沢市鞍月1丁目1番地
石川県商工労働部経営支援課

県営土地改良事業計画の決定及び縦覧公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、次のとおり県営土地改良事業計画を定めたので、その関係書類を令和2年9月9日から同年10月9日まで縦覧に供する。

なお、この決定については、土地改良法第87条第6項の規定により、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に審査請求をすることができる。また、この決定を知った日の翌日から起算して6か月以内に、石川県を被告として（訴訟において石川県を代表する者は、石川県知事となる。）、決定の取消しの訴えを提起することができる。ただし、審査請求をした場合は、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、石川県を被告として、決定の取消しの訴えを提起することができる。

令和2年9月8日

石川県知事 谷 本 正 憲

地区名	事業名	縦覧に供する書類	縦覧場所
中ヶ谷内地区	老朽ため池整備事業	県営土地改良事業計画書の写し	穴水町地域整備課

県営土地改良事業計画の変更及び縦覧公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第88条第1項の規定により、次のとおり県営土地改良事業計画を変更したので、その関係書類を令和2年9月9日から同年10月9日まで縦覧に供する。

なお、この決定については、土地改良法第88条第6項において準用する同法第87条第6項の規定により、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に審査請求をすることができる。また、この決定を知った日の翌日から起算して6か月以内に、石川県を被告として（訴訟において石川県を代表する者は、石川県知事となる。）、決定の取消しの訴えを提起することができる。ただし、審査請求をした場合は、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、石川県を被告として、決定の取消しの訴えを提起することができる。

令和2年9月8日

石川県知事 谷 本 正 憲

地区名	事業名	縦覧に供する書類	縦覧場所
末坂地区	県営ほ場整備事業 (機構関連型)	県営土地改良事業変更計画書の写し	中能登町農林課

県営土地改良事業に係る換地計画の決定及び縦覧公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第1項の規定により、次のとおり県営土地改良事業に係る換地計

画を定めたので、その関係書類を令和2年9月9日から同年10月9日まで縦覧に供する。

なお、この決定については、土地改良法第89条の2第4項において準用する同法第87条第6項の規定により、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に審査請求をすることができる。また、この決定を知った日の翌日から起算して6か月以内に、石川県を被告として（訴訟において石川県を代表する者は、石川県知事となる。）この決定の取消しの訴えを提起することができる。ただし、審査請求をした場合は、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、石川県を被告として、この決定の取消しの訴えを提起することができる。

令和2年9月8日

石川県知事 谷 本 正 憲

事業名	地区(工区)名	縦覧に供する書類	縦覧場所
県営ほ場整備事業 (農業法人育成型)	野 田 地 区	換地計画書の写し	石川県南加賀農林総合事務所 土地改良部計画課

選挙管理委員会

石川県選挙管理委員会告示第47号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項及び第75条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の50分の1の数（県条例の制定又は改廃の請求及び県の事務等の監査の請求の場合の署名者の最低数）は、次のとおりである。

令和2年9月8日

石川 県 選 挙 管 理 委 員 会

18,987人

石川県選挙管理委員会告示第48号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第76条第1項、第81条第1項及び第86条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の3分の1（その総数が40万を超え80万以下の場合にあつてはその40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあつてはその80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）の数（県議会の解散の請求並びに知事、副知事、県選挙管理委員、県監査委員及び県公安委員会の委員の解職請求の場合の署名者の最低数）は、次のとおりである。

令和2年9月8日

石川 県 選 挙 管 理 委 員 会

218,669人

石川県選挙管理委員会告示第49号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第80条第1項の規定による各選挙区別の選挙権を有する者の総数の3分の1（その総数が40万を超え80万以下の場合にあつてはその40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあつてはその80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）の数（県議会議員の解職請求の場合の署名者の最低数）は、次のとおりである。

令和2年9月8日

石川 県 選 挙 管 理 委 員 会

選挙区名	最低署名者数
金 沢 市 選 挙 区	125,477人
七 尾 市 選 挙 区	14,808人
小 松 市 選 挙 区	29,529人
輪 島 市 選 挙 区	7,638人

珠洲市鳳珠郡選挙区	11,593人
加賀市選挙区	18,720人
羽咋市羽咋郡南部選挙区	9,889人
かほく市選挙区	9,847人
白山市選挙区	31,100人
能美市能美郡選挙区	15,021人
野々市市選挙区	14,349人
河北郡選挙区	17,658人
羽咋郡北部選挙区	5,820人
鹿島郡選挙区	5,006人

石川県選挙管理委員会告示第50号

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の3分の1（その総数が40万を超え80万以下の場合にあつてはその40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあつてはその80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）の数（県教育委員会の教育長又は委員の解職請求の場合の署名者の最低数）は、次のとおりである。

令和2年9月8日

石川県選挙管理委員会

218,669人

監 査 委 員

定期監査結果公表

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定により、令和2年度監査を、石川県監査委員監査基準（令和2年石川県監査委員告示第1号）に準拠し実施したので、その結果を下記のとおり公表する。

令和2年9月8日

石川県監査委員	焼 田 宏 明
同	増 江 啓
同	山 本 次 作
同	奥 村 豊 美

記

1 監査の対象

地方自治法第199条第1項に規定する令和元年度の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理（以下「財務事務の執行等」という。）を対象とした。

2 監査の着眼点（評価項目）

監査に当たっては、財務事務の執行等が法令に適合し、正確で、最小の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているかといった観点から実施した。

3 監査の実施内容

財務事務の執行等について、監査対象所属から資料の提出を求め、その内容を確認するなどの方法により監査を実施した。

4 監査の結果

財務に関する事務及び経営に係る事業その他の事務事業の執行等について、上記のとおり監査した限りにおいて、監査対象所属毎の監査結果は、次のとおりである。

監 査 対 象 所 属	監査実施年月日	監 査 の 結 果
農林水産部企画調整室	令和2年8月5日	所管の財務に関する事務及び経営に係る事業その他の事務事業の執行等は、おおむね適正に処理されていると認める。
農業政策課	〃	〃
農業基盤課 大日川ダム管理事務所	〃	〃
水産課	〃	〃
畜産振興・防疫対策課	〃	〃
生産流通課	〃	〃
森林管理課	〃	〃
里山振興室	〃	〃
出納室	〃	〃
財政課	令和2年8月7日	〃
行政経営課	〃	〃
市町支援課	〃	〃
危機対策課	〃	〃
消防保安課	〃	〃
秘書課	令和2年8月11日	〃
総務課	〃	〃
人事課	〃	〃
管財課	〃	〃
税務課	〃	〃
議会事務局	〃	〃
健康福祉部企画調整室	令和2年8月12日	〃
健康推進課	〃	〃
厚生政策課	〃	公用車の交通事故が2件発生していた。 公用車の運行に際しては、安全運転に万全を期するよう十分注意すること。
長寿社会課	〃	所管の財務に関する事務及び経営に係る事業その他の事務事業の執行等は、おおむね適正に処理されていると認める。
障害保健福祉課	〃	〃
医療対策課	〃	〃
地域医療推進室	〃	〃
薬事衛生課 南部小動物管理指導センター	〃	〃
少子化対策監室 いしかわ子ども交流センター	〃	〃
人事委員会事務局	〃	〃
競馬事業局	〃	〃
土木部企画調整室	令和2年8月17日	〃
監理課	〃	〃
道路建設課	〃	〃
道路整備課	〃	〃

河川課 大聖寺川ダム統合管理事務所 赤瀬ダム管理事務所 犀川ダム管理事務所 内川ダム管理事務所	〃	公用車の交通事故が発生していた。 公用車の運行に際しては、安全運転に万全を期するよう十分注意すること。
港湾課	〃	所管の財務に関する事務及び経営に係る事業その他の事務事業の執行等は、おおむね適正に処理されていると認める。
(港湾課) 港湾土地造成事業	〃	〃
砂防課	〃	〃
都市計画課	〃	〃
公園緑地課	〃	〃
建築住宅課	〃	〃
営繕課	〃	〃
水道企業課	〃	〃
(水道企業課) 水道用水供給事業	〃	〃
警察本部	令和2年8月19日	〃
農林総合研究センター	令和2年8月25日	〃